

伊丹市第1号介護予防支援事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 介護予防ケアマネジメント事業A（第4条・第5条）
- 第3章 介護予防ケアマネジメント事業B（第6条・第7条）
- 第4章 介護予防ケアマネジメント事業C（第8条・第9条）
- 第5章 雑則（第10条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱第3条第1項第1号ウに規定する第1号介護予防支援事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

（事業実施主体）

第3条 第1号介護予防支援事業は、介護保険法第115条の47第4項の規定により介護予防・日常生活支援総合事業実施の委託を受けた地域包括支援センターの設置者（法115条の46第1項に基づき本市が委託した地域包括支援センターを設置する法人に限る。以下「委託事業者」という。）が行うものとする。

第2章 介護予防ケアマネジメント事業A

(事業の定義)

第4条 この要綱において「介護予防ケアマネジメント事業A」とは、委託事業者が介護予防支援事業に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

(事業実施の基準)

第5条 介護予防ケアマネジメント事業Aの事業実施の基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。)第1条の2から第31条まで(第30条第21号の2を除く。)に規定する基準とする。この場合において、基準省令第12条第1項第1号中「の議を経なければならないこと。」とあるのは「の議を経るよう努めなければならないこと。」と、第28条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

### 第3章 介護予防ケアマネジメント事業B

(事業の定義)

第6条 この要綱において「介護予防ケアマネジメント事業B」とは、委託事業者が基準省令を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

(事業実施の基準)

第7条 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業Bの提供の開始に際し、あらかじめ介護予防サービス計画及び介護予防ケアプラン(法第115条の45第1項ニの規定による第1号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下同じ。)が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業Bの事業実施の基準は、基準省令第1条の2から第31条まで(第4条第2項及び第30条第21号の2を除く。)に規定する基準と

する。この場合において、基準省令第28条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、第30条第1項第9号中「担当職員は、」とあるのは「担当職員は、必要に応じて」と、同条同項第15号イ中「三月に一回」とあるのは「六月に一回」と、同条同項同号ロ中「可能な限り、」とあるのは「可能な限り、二月に一回以上」と読み替えるものとする。

#### 第4章 介護予防ケアマネジメント事業C

##### (事業の定義)

第8条 この要綱において「介護予防ケアマネジメント事業C」とは、基本的に事業利用開始時のみ委託事業者が基準省令を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供する事業をいう。

##### (事業実施の基準)

第9条 事業者は、介護予防ケアマネジメント事業Cの提供の開始に際し、あらかじめ介護予防サービス計画及び介護予防ケアプラン（市が別に定めるものを含む。以下同じ。）が第1条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメント事業Cの事業実施の基準は、基準省令第1条の2から第11条まで及び第13条から第31条まで（第4条第2項、第30条第14号の2及び同条第21号の2を除く。）に規定する基準とする。この場合において、基準省令第28条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と、第30条第1項第9号及び同項第13号から同項第15号まで中「担当職員は、」とあるのは「担当職員は、必要に応じて」と、第30条第1項第14号中「介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、」とあるのは「、」と読み替えるものとする。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、第1号介護予防支援事業

の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この要綱は，平成 30 年 4 月 1 日より施行する。